

## 配 慮 市 長 意 見 書

アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業に係る計画段階配慮書に関する横浜市環境影響評価条例第 11 条第 1 項に規定する環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

横浜市長 林 文 子

事業の実施や環境影響評価手続の実施に当たっては、事業の内容及び地域特性を考慮し、以下に示す事項に十分留意した上で、必要に応じ、配慮の内容や事業計画の見直しを行ってください。

### 1 全般的事項

- (1) 配慮事項に対する配慮の内容や検討している事項については、適切に事業計画に反映し周辺環境への影響を少なくするとともに、脱炭素社会に貢献する事業となるよう、廃棄物発電による余剰電力の有効活用を着実に進めてください。
- (2) 今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。

### 2 配慮指針に掲げられている配慮事項

【配慮指針 別記 事業別の配慮事項「4 廃棄物処理施設の建設」】

- (1) 計画段階からの安全な工法等の検討、市民への情報提供【配慮事項(3)】

R C 造の既存工場を 2 棟解体することから、工事中の騒音対策については、低騒音型の建設機械の採用や集中稼働を避ける等の音源対策に加えて、防音パネルを設置するなどの防音対策も検討してください。

**(2) エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用【配慮事項(7)】**

計画している廃棄物発電については、廃棄物の焼却に伴い生じるエネルギーをより有効利用するため、高い発電効率となるよう努めてください。

**(3) 火災、爆発等の発生防止【配慮事項(13)】**

廃棄物の受け入れ管理計画を着実に実施するとともに、保管については、廃棄物が堆積することによる火災等の災害や生活環境保全上の支障の可能性に留意して保管量や保管方法を計画し、適切な運用を図ってください。また、廃棄物ピットにおける火災対策として、より有効な設備の導入を検討してください。

**(4) 低公害な設備の導入や高効率の公害防止施設の設置【配慮事項(14)】**

焼却する廃棄物の種類が多く、種類により熱量や大気汚染物質の濃度が大きく変動すると考えられるため、廃棄物の燃焼管理を十分に行い、発生する大気汚染物質の低減を図ってください。